

平成23年川俣町議会第10回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第10回臨時会は、11月28日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅 野 正 彦 君	9 番 黒 沢 敏 雄 君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石 河 清 君	14 番 遠 藤 宗 弘 君	15 番 斎藤博美君
16 番 新 関 善 三 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永田嗣昭君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	会 計 管 理 者	佐 藤 修 一 君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢 井 一 雄 君
産 業 課 長	沢 口 進 君	教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君
教 育 長	神 田 紀 君	こども教育課長	仲 江 泰 宏 君
生涯学習課長	松 本 康 弘 君	総務課長補佐	大 内 彰 君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐 藤 光 正 書 記 橋 本 文 雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

仮議席の指定

選挙第 1 号 議長の選挙について

会議録署名議員の指名

会期の決定

- 選挙第 2 号 副議長の選挙について
議席の指定について
常任委員会委員の選任について
常任委員会委員長・副委員長の互選結果について
議会運営委員会委員の選任について
議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果について
- 選挙第 3 号 川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙について
- 選挙第 4 号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙について
- 選挙第 5 号 伊達地方消防組合議会議員の選挙について
- 選挙第 6 号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙について
- 議推薦第 1 号 川俣町農業委員会委員の推薦について
- 議案第 87 号 監査委員の選任について

追加日程

- 発議第 12 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（佐藤光正君） みなさん、おはようございます。

私、議会事務局長の佐藤光正でございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。出席議員中、高野善兵衛議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

（年長議員 高野善兵衛君、議長席に着く）

○臨時議長（高野善兵衛君） みなさん、おはようございます。ただいま紹介されました高野善兵衛です。

地方自治法第107条の規定によって議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いします。

◇

◇

◇

○臨時議長（高野善兵衛君） それでは、ここで初議会でございますので、各議員の紹介を行います。議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（佐藤光正君）

（議会事務局長より順次各議員を紹介）

○臨時議長（高野善兵衛君）

それでは、本日出席の特別職及び各課長の紹介をお願いします。

はじめに、町長から特別職の紹介をお願いします。

○町長（古川道郎君） おはようございます。町長の古川道郎でございます。どうぞよろしくお願いします。

（町長より特別職紹介）

○臨時議長（高野善兵衛君） 次に、総務課長より各課長を紹介していただきます。

○総務課長（高橋清美君） みなさん、おはようございます。

本日の臨時会に当たりまして、各課長のご紹介を申し上げます。

（総務課長より順次各課長紹介）

◇

◇

◇

○臨時議長（高野善兵衛君） ここで一般選挙後の初議会臨時会にあたり、古川町長からごあいさつをお願いします。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。本日ここに、平成23年第10回川俣町議会臨時会を開催するにあたり、ご参集を賜りましたことに厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、各議員の皆様方には、先に行われました川俣町議会議員一般選挙におきまして、少数激戦の中を勝ち抜かれ、見事当選されましたことに心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。議員の皆様方には、今後ともますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、3月11日に発生いたしました地震、津波、原子力発電所事故と、かつて経験したことのない状況の中にあつて、この難局を乗り越え、着実な再生執行を果たすためにますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、一層

のご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日町といたしまして本臨時会に提案いたします議案は、監査委員の選任についてでございます。ご審議のうえご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町政の近況等についてでございますが、特に原子力災害対策等について申し上げます。

第1点目は、町民の健康管理についてであります。今回の原子力災害に伴う放射線の影響による不安の解消や、将来にわたる健康管理を目的とした県民健康管理調査の中で、3月11日時点での県内居住者を対象に長期にわたる健康管理のための基礎資料となる問診票による基本調査を行い、これにより得られた治験を実際に活用するために健康管理のデータベースを構築し、将来にわたる相談支援を行うこととされております。また、詳細調査において18歳以下を対象とした超音波による甲状腺検査を定期的に行うこととなっております。本町においては、10月9日から山木屋地区の子どもを対象に先行実施されておりますが、11月14日から18日にかけての幼児から幼稚園児、保育園児、小中・高等学校生までが実施いたしましたところでございます。今後、20歳までは2年ごとにそれぞれ行い、それ以降は県の計画によって長期的に検査を継続することとなっております。また、コールボディカウンターによる内部被曝の健康影響調査につきましては、先行実施地域として山木屋地区住民の一部の方々213名が千葉市の放射線医学研究所と、茨城県東海村の日本原子力開発機構で検査を受けましたが、検査の結果について実施機関から全員が健康に影響の及ぶ数値ではなかったとの報告を受けております。国、県に対しましては、町民が早期に受診できるよう、これまで以上に強く要望してきておるところでございますが、なかなか具体化されません。そんな中、町といたしましては、平田村の医療法人セイレイ会との委託協定によりまして、今月23日にまず、福田、川俣南幼稚園児など80名、また26日にはすみよし保育園児50名に対し検査を実施いたしました。来月4日には、川俣、富田幼稚園児を対象に実施いたします。

全小中学生につきましても、また来年の2月までに妊婦の方々や高校生などにつきましても当該病院との日程調整を図りながら、町民の内部被曝の健康影響調査を的確に行ってまいりたいと考えております。これらの検査結果につきましては、県民健康管理調査の中で、医大において一元管理が行われ、後日、本人、保護者あてに直接通知されることとなっております。このように町といたしましては、県及び医大との連携を図りながら、将来にわたり、町民が健康で安心して生活が営むことが出来るよう努めてまいりたいと考えております。

第2点目は、農産物の放射性物質の測定についてであります。農産物のうち、主な販売品目につきましては、県の災害対策本部が測定しておりますが、自家用野菜につきましては行われていないため、より安全に安心して自家用野菜を消費することができるよう、8月9日より広野町の協力により施設野菜の放射性セシウムの検査を各自治会ごとに行ってまいりました。その結果につきましては、災害広報で付く児お知らせ

せをいたしております。これまで、じゃがいもや、いんげん、ブルーベリー、栗、露地マイタケ等で若干の数値が出ておりますが、再検査が必要となる数値は出ておりません。また、米の出荷時期となりましたが、福島市の米から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されました。本町の米の検査につきましては、県による検査体制が明確に示されていないため、早急な検査体制を構築する必要があることから、町といたしましては、おかげさまでシンチュレーション検出機が入りましたので、町が購入した1台と国に要望しておいた1台が国の消費センターの方から入りましたので、合わせて2台の検査機を活用して、まず本年産米の放射性物質の緊急検査を12月から実施することといたしております。検体数は、原則として生産農家1戸当たり1検体とし、現段階では農家数772戸の1,047体が対象となりますが、順調に検査が進めば約20日間で完了する見通しを持っているところでございます。検査の結果、県に対するモニタリング実施要請基準となっている400ベクレルを超える検査値が出た場合にあっては、再検査を行い、精密検査の結果が出るまで米の移動を行わないよう要請することとしております。

第3点目は、山木屋地区除染モデル実証事業についてであります。この事業は、警戒区域、計画的避難区域等において除染技術、放射線安全管理方法を実施をし、今後の本格的な除染の実施に向けて除染効果や作業安全の確保に関するデータや治験を得るために行われ、本町は南相馬市、浪江町、飯舘村とともに市町村グループのAに属し、大成建設などが除染作業を担当することとなっております。事業の工程は、現在行われている現地調査を踏まえ、除染作業を経て来年1月中旬までには作業を終え、3月初旬には報告書が作成されることとなっております。この事業を通じて得られた結果が、今後の除染活動に活用され、山木屋地区の安全安心な生活環境の早期確保により、再生復興が一日も早く図れるよう、今後とも国、県に対し強く要請を行いながら、町としてしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、子どもを取り巻く環境の放射線量軽減のために、通学路等を除染する線量低減化活動支援事業につきましては、仮置き場の問題などで周辺への影響や仮置き期間の問題など不安の声が挙がる中、大変大きな心配をかけながらの困難な状況もございましたが、仮置き場の構造や期間などについて幾度となく説明会を行う中で、自治会や行政区などのご理解とご協力を得ながら、順次仮置き場も確保され、できております。今後、実施する予定の行政区などにつきましても、理解を深めていただきながら進めてまいりたいと考えております。

第4点目は、復興計画についてであります。東日本大震災による物理的被害や、原発事故による直接、間接的被害を克服し、安心して暮らせる地域を取り戻すとともに、次の世代に引き継ぐべき新たな地域社会を構築するため、山木屋地区をはじめとする多くの方々のご意見等を賜りながら、年内策定に向け鋭意進めているところでございます。

結びに、議員の皆様におかれましては、今般の東日本大震災からの再復興を成し遂げ、みんなで創る元気いっぱい笑顔いっぱいの町川俣を目指してまいりたいと考えて

おりますので、今後とも一層のご理解、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（高野善兵衛君） ただいま全議員出席でございますので、議会は成立いたしました。これより平成23年第10回川俣町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時16分）

◇

◇

◇

○臨時議長（高野善兵衛君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◇

◇

◇

○臨時議長（高野善兵衛君） 日程第2，選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行いますので、議場の出入口を閉めてください。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。議会規則第32条第2項の規定により、立会人に高橋真一郎君、嶋原利光君、高橋道也君を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱点検をお願いします。（投票箱を点検 異状なし）

○臨時議長（高野善兵衛君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

（議会事務局長の点呼により仮議席1番から順次投票）

○臨時議長（高野善兵衛君） 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

（なし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。

立会人、高橋真一郎君、嶋原利光君、高橋道也君、開票立会をお願いします。（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票なし。有効投票のうち佐藤喜三郎君7票、新関善三君7票、遠藤宗弘君2票。

この選挙の法定得票数は4票です。佐藤喜三郎君と新関善三君の得票数は、いずれもこれを超えております。両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118

条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、「くじ」で当選人を決定することになっております。佐藤喜三郎君と新関善三君が議場におられますので、「くじ」を引いていただきます。「くじ」は2回引きとします。1回目は、「くじ」を引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によって「くじ」を引き、当選人を決定するためのものです。

「くじ」は抽選棒で行います。

立会人を高橋真一郎君、嶋原利光君、高橋道也君、「くじ」の立ち会いをお願いします。

まず、「くじ」を引く順序を決める「くじ」を行います。

佐藤喜三郎君、新関善三君、「くじ」を引いてください。

「くじ」を引く順序が決定いたしましたので報告します。

まず、最初に、新関君、次に佐藤君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定する「くじ」を行います。

新関善三さん、引いてください。次に佐藤喜三郎さん、引いてください。

立会人の方、ご苦労さまでした。

それでは、「くじ」の結果を報告いたします。

「くじ」の結果は、新関善三君が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。(議場開鎖)

当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました新関善三君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長あいさつをお願いします。新関善三君の議長当選承諾及びあいさつをいただきます。

- 16番(新関善三君) この度の議長選でからくも同数決選ということになりまして、くじで決定させていただきました。このこと等につきましては、先ほど私の姿勢、あるいは議会に対します、皆さん方に対しますアピール等は十分させていただいてございます。議会の運営等につきましても、執行権者であります町長、そして当局、そして議会、我々一人ひとりの役割は当然違うものがあるわけでございますので、やはり議員は一人ひとりの議員の皆様方のそれぞれの3主権を十分に行使しながら、そして議員各位の総意の下に進めなくてはならない点等については進める。そして今、川俣町で起きておりますこの未曾有の大震災、あるいは放射能対策につきましては、健康管理の問題、あるいは除染、あるいは賠償等、並大抵の数多く散在しているわけでございますけれども、これも議会として過去40回ほどの全員協議会をやっておるわけでございますけれども、また、住民の負託に応えるべき十分な対策、対応はとれてないわけでございますので、あくまでも地域住民の皆様方の負託に応えるべき議会というものを念頭におきまして、それぞれ議員の皆様方のご支援、あるいはご協力をいただいて議会活動に邁進し、あるいは議会活動も同じでございますけれども、協力かたをお願いをいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

ざいました。

○臨時議長（高野善兵衛君） それでは、新関善三議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいま高野善兵衛議員の臨時議長、どうもありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで、暫時休議をいたします。

（午前 10 時 38 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前 10 時 42 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 3，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、村上源吉君、高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 4，会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

これより、第 4 研修室において全員協議会を開催いたします。

（午前 10 時 52 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 5，選挙第 2 号「副議長の選挙」を行います。

議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は 16 人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に高橋真一郎議員、嶋原利光議員、高橋道也議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(なし)

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。(投票箱点検 異状なし)

○議長(新関善三君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(議会事務局長の点呼により議席1番から順次投票)

投票漏れはありませんか。(なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。(開票)

選挙結果の報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ、有効投票のうち斎藤博美君7票、石河清君2票、高野善兵衛君7票、その結果、この選挙の法定得票数は4票です。斎藤博美君と高野善兵衛君の得票は、いずれもこれを超えています。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して「くじ」で当選人を決定することになっております。

斎藤博美君と高野善兵衛君が議場におられますので、「くじ」を引いていただきます。「くじ」は2回引きます。1回目は「くじ」を引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によって「くじ」を引き、当選人を決定するためのものです。「くじ」は抽選棒で行います。

高橋真一郎君、嶋原利光君、高橋道也君の「くじ」の立ち会いをお願いいたします。まず、「くじ」を引く順序を決めるくじを行います。

斎藤博美君、高野善兵衛君、「くじ」を引いてください。

「くじ」はくじ棒で行います。「くじ」の大きい方が先行、「くじ」の小さい方があとに、それでどうぞ。

「くじ」を引く順序が決定いたしましたので報告いたします。

まず、はじめに、斎藤博美君、次に高野善兵衛君。

「くじ」の結果を報告いたします。

「くじ」の結果、斎藤博美君が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。(議場開鎖)

ただいま、副議長に当選されました斎藤博美君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長当選承諾及びあいさつをいただきたいと思います。斎藤博美君。

○副議長(斎藤博美君) 「くじ」ということで、私は自分を信じてきました。それで当選させていただきました。このうえは公正公平な議会運営、また活性化に向けて議長をしっかりと支えてまいりますので、みなさんのご協力をよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。なお、再開は１１時４０分から再開いたします。

（午前１１時２４分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前１１時４６分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第６，議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（佐藤光正君） それでは、議席番号、氏名の順に申し上げます。

１番 村上源吉議員 ２番 高橋道弘議員 ３番 高橋真一郎議員
４番 鳴原利光議員 ５番 高橋道也議員 ６番 菅野清一議員
７番 菅野意美子議員 ８番 菅野正彦議員 ９番 黒沢敏雄議員
１０番 佐藤喜三郎議員 １１番 五十嵐謙吉議員 １２番 高野善兵衛議員
１３番 石河清議員 １４番 遠藤宗弘議員 １５番 斎藤博美議員
１６番 新関善三議員

以上でございます。

○議長（新関善三君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

なお、午後１２時４５分から全員協議会を開催いたしますので、昼食休憩後時間までに第４研修室にご集合願います。

（午前１１時４８分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後１時００分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第７，常任委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。

原案を発表し、選任の方法に代えたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、原案を事務局長から発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 常任委員会の委員の氏名を発表いたします。

◇総務文教常任委員会、定数６人でございます。

高橋真一郎議員、菅野清一議員、菅野意美子議員、菅野正彦議員、五十嵐謙吉議員、遠藤宗弘議員。

◇産業建設常任委員会、定数が５人でございます。

村上源吉議員、高橋道弘議員、黒沢敏雄議員、石河清議員、斎藤博美議員。

◇厚生常任委員会、定数が５人でございます。

嶋原利光議員、高橋道也議員、高野善兵衛議員、佐藤喜三郎議員、新関善三議員。

以上でございます。

○議長（新関善三君） ただいま朗読のとおり、以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、以上指名のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

直ちに各委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、選挙後、初めての委員会でありますので、委員会条例第７条第２項の規定によって、委員長が決定するまでの間、年長の委員が臨時の委員長をお願いいたします。また、議会運営委員会委員を各委員会から２名選出願います。

各常任委員会の会場を申し上げます。総務文教常任委員会は議長室で。産業建設常任委員会は２階の準備室手前側。厚生常任委員会は議会準備室、奥の部屋に移動願います。

（午後１時０３分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後１時１４分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第８，常任委員長・副委員長の互選結果について事務局長より報告いたさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 常任委員長、副委員長の互選結果について報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦議員、副委員長 高橋真一郎議員。

産業建設常任委員会委員長 黒沢敏雄議員、副委員長 石河清議員。

厚生常任委員会委員長 高橋道也議員、副委員長 嶋原利光議員。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 以上、報告のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

これより第４研修室において、全員協議会を開催いたします。

(午後 1 時 1 6 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後 1 時 3 2 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 9，議会運営委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。

原案を発表し、選任の方法に代えたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、原案を議会事務局長から発表いたさせます。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会運営委員会委員の選任について。川俣町議会委員会
条例第 5 条第 1 項の規定により、議会運営委員会委員を次のとおり指名する。

菅野正彦議員、高橋真一郎議員、黒沢敏雄議員、石河清議員、高橋道也議員、鳴原
利光議員。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、以上、指名のとおり選任することに決定いた
しました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

これより議長室において議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいた
します。

(午後 1 時 3 5 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後 1 時 4 4 分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 1 0，議会運営委員会正副委員長の互選結果について議会
事務局長より報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 報告いたします。

議会運営委員長・副委員長の互選結果について申し上げます。

委員長 石河清議員、副委員長 黒沢敏雄議員。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 以上、報告のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第 1 1，選挙第 3 号から日程第 1 4，選挙第 6 号まで
の 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、以上４件を一括議題といたします。

選挙の方法につきましては、正副議長及び各常任委員会の正副委員長による指名推せんによりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、選挙の方法は選考による指名推せんとして決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 各常任委員会正副委員長は、議長室において直ちに選考をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。

(午後１時４７分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後３時００分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 選考の結果を議会事務局長から報告させます。

その前に訂正箇所がありますので。

○議会事務局長（佐藤光正君） 選挙第４号の表現につきまして、伊達方部衛生処理組合とございますが、伊達地方衛生処理組合の誤りでございますので、訂正して差し替えてさせていただきます。

○議長（新関善三君） それでは、選考結果、選挙第３号、選挙第４号、選挙第５号、選挙第６号を一括説明をいたします。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 選挙結果を先に配付いたします。

それでは報告いたします。

選挙第３号、川俣方部衛生処理組合議会議員に新関善三議長、高野善兵衛議員、黒沢敏雄議員、石河清議員。

選挙第４号、伊達地方衛生処理組合議会議員に高橋道弘議員、菅野意美子議員。

選挙第５号、伊達地方消防組合議会議員に鳴原利光議員、高橋真一郎議員。

選挙第６号、福島地方水道用水供給企業団議会議員に新関善三議長。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 以上報告のとおり、指名推せんされたそれぞれの諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、指名推せんのとおり当選と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第１５、議員推薦第１号「川俣町農業委員会委員の推

薦について」を議題といたします。

本案について、地方自治法第117条の規定により、黒沢敏雄君、菅野正彦君の退席を求めます。

(黒沢敏雄議員、菅野正彦議員 退席)

○議長(新関善三君) それでは、議推薦第1号について、資料を配付いたします。

議員推薦第1号について、議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長。

○議会事務局長(佐藤光正君) 議会推薦第1号、川俣町農業委員会委員の推薦について、川俣町農業委員会委員2名を次のとおり推薦する。

平成23年11月28日提出

川俣町議会議長 新関善三

記

住 所 川俣町大字秋山字渋田18番地

氏 名 黒沢敏雄

住 所 川俣町小綱木字松ノ口34番地

氏 名 菅野正彦

以上でございます。

○議長(新関善三君) ただいま朗読のとおり推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、黒沢敏雄君、菅野正彦君を推薦することに決定いたしました。両名の入室を求めます。

(黒沢敏雄議員、菅野正彦議員入室 着席)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 次に、日程第16、議案第87号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案について地方自治法第117条の規定により、高野善兵衛君の退席を求めます。

(高野善兵衛議員 退席)

○議長(新関善三君) 当局の説明を求めます。町長。

○町長(古川道郎君) 議案第87号、監査委員の選任について。

町議会議員のうちから選任する監査委員として、次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名 議会議員 高野 善兵衛

平成23年11月28日提出

川俣町長 古川道郎

提案説明申し上げます。

高野善兵衛議員は、昭和11年3月31日生まれで、住所は75歳であります。住

所は、川俣町大字鶴沢字兜森 1 6 - 3 でございます。川俣町議会議員として現在 6 期目でありまして、その間、副議長、厚生常任委員長なども経験されました。また、議会外の活動におかれましても、地域の特産を生かした炭、あるいはシャモ、あるいはまたいろんなキビの焼酎等々、地域活性化のために活性化事業の地域リーダーとしても活躍される人格、識見とも優れた方でございますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで討論を終わります。

これより監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって議案第 8 7 号「監査委員の選任について」同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。高野善兵衛君の入室を求めます。

（高野善兵衛議員入室 着席）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。これより各常任委員会を開催していただきます。

なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長にお願いいたします。

（午後 3 時 1 1 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後 4 時 0 4 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議 1 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議 1 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 続いて、追加日程第 1，発議第 1 2 号「川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。議会事務局長、説明。

○議会事務局長（佐藤光正君） 発議第１２号、川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例。

地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成２３年１１月２８日

提出者 川俣町議会議員 菅野正彦

賛成者 川俣町議会議員 黒沢敏雄

賛成者 川俣町議会議員 高橋道也

○議長（新関善三君） 続きまして、提出者の説明を求めます。菅野正彦君。

○８番（菅野正彦君） 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

川俣町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第２条第１号中、「企画財政課」の後に「原子力災害対策課」を加える。

附則

この条例は、平成２３年１２月１日から施行する。

（提案理由）

提案理由を申し上げます。組織機構改革により、川俣町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

内容についてご説明いたします。

総務文教常任委員会の所管のうち、企画財政課の後に、原子力対策課を加えるものです。以上、提案いたします。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第１２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これをもちまして平成２３年度第１０回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後４時１０分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

- 選挙第 1 号 議長選挙について
- 選挙第 2 号 副議長の選挙について
議席の指定について
常任委員会委員の選任について
常任委員会委員長・副委員長の互選結果について
議会運営委員会委員の選任について
議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果について
- 選挙第 3 号 川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙について
- 選挙第 4 号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙について
- 選挙第 5 号 伊達地方消防組合議会議員の選挙について
- 選挙第 6 号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙について
- 議推薦第 1 号 川俣町農業委員会委員の推薦について
- 議案第 18 号 監査委員の選任について
(追加日程)
- 発議第 12 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 臨時議長 高野 善 兵 衛

同 議 長 新 関 善 三

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘